

「笑顔で挨拶」にあふれ、人間関係豊かな滝の沢中学校を より推進するためのいじめ防止対策基本方針

基本方針

滝の沢中学校は、学校教育目標である「笑顔で挨拶」を推進し、人間関係豊かに安心して過ごせる学校を全生徒・教職員でめざします。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。また、当該行為の対象となった生徒がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものは「いじめ」にあたります。

2 いじめの禁止

いかなる理由があつたとしても、相手が嫌な気持ちになる行為（いじめ）をおこなってははいけません。いかなる時、どんな相手に対しても自分の言動、行為が相手を傷つけていないか考えましょう。集団において、些細な言動、行為が相手を傷つけてしまうことがあることを認識し、相手を思いやりながら生活していくことが大切です。

3 基本的な考え方

本校では、学校教育目標「笑顔で挨拶」のもと、生徒会活動による生徒自治を推進するとともに、教育活動全般を通して人権意識の向上を図り、人間関係豊かに安心して過ごせる学校をめざします。

日常の生活の中で、「いじめは、いつでも誰にでも起こりうる問題」としてとらえ、教育活動を展開しています。

したがって、本校では、全校生徒がいじめの加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないよう、予防としての「人間関係づくりに関する学習」を教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間などあらゆる教育活動を通して推進します。また、自分がいじめられたときにも、他者へのいじめを認識したときにも、そのことを相談できる関係や体制を普段から整えておくための対応をまいります。

また、保護者、関係機関と本校の連携を大事にし、当該生徒にとって、よりよい状況で見守ることができるよう配慮します。

（学校及び教職員の務め）

学校及び教職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう予防教育に努めます。そして、保護者、地域、その他関係機関との連携を図りながら、本校の教育活動全般を通して機会を捉え、いじめの未然防止と早期発見に取り組みます。また、いじめが疑われる場合には、適切に対応し、再発防止に努めます。

（保護者との連携）

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、「生命（いのち）を尊ぶ心」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校における教育活動だけでなく、保護者の取組みも重要です。本校と保護者が連携していじめの未然防止ができるよう努めてまいります。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた

生徒といじめを行った生徒双方の保護者を支援し、保護者の理解を得ながら連携し、問題のよりよい解決に努めます。

（地域との連携）

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校では「けやきの会」や地域関係団体と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す場をつくるよう努めます。

（生徒会活動等生徒の自治活動）

いじめは生徒間で起こります。本校教職員は、生徒の自治活動によって、生徒によるいじめ防止運動を支援し、指導していきます。

4 いじめの防止等に関する内容

（１）いじめの未然防止のための取り組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、あらゆる教育活動を通して「人間関係づくりに関する学習」等の充実を図ります。また、いじめに向かわない態度・能力の育成として、すべての生徒が認められている、満たされているという自己肯定感や自己有用感が高められるように努めます。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒会活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る場づくりに努めます。
- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、分かりやすい授業づくりや生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていきます。
- ・「いじめは決して許されない」という共通認識とともに相手が嫌な気持ちになる行為をしてはいけないということを本校全教職員が生徒理解やカウンセリングマインド、いじめの対応等について、校内外での研修、職員会議や事故防止会議を通して共通理解を深め、対応能力の向上に努めます。
- ・生徒を見守り、変化を見逃さないために、校務の効率化を図り、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。

（２）いじめの早期発見のための取り組み

- ・いじめを早期に発見するための調査を次のとおり計画します。
 - ① 三者面談（生徒・保護者・教員による面談・年２回）や二者面談（生徒・教員による面談・年１回）
 - ② 生徒対象学校生活アンケート 年３回
- ・生徒並びに保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① スクールカウンセラーとの面談
 - ② 学級担任やその他の職員との面談
- ・相談・通報のあった事案は、関連する教員による「滝の沢中学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有と対応方法について協議し対応するよう努めます。
- ・いじめの防止等を含めた生徒指導のため教職員研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、担任、当該学年生徒指導担当に報告し、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、生徒支援指導会議等で情報共有し、担任、当該学年、当該部活動の顧問と協力していじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言等を継続的に行います。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、いじめた生徒の学習権に十分配慮した上で、いじめた生徒の保護者と連携を図りながら、一定期間別室学習・自宅学習等いじめた生徒に対し適切な措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、人に知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 大人の世界での刑法に触れる行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対応していくことも視野にいます。
- ・ インターネットや携帯電話・スマートフォンのなどのコミュニケーションアプリを通じて行われるいじめについては、いじめた生徒の使用制限も含めて保護者と相談しながら進めていきます。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

生命（いのち）を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけるため、学校におけるあらゆる教育活動全般を通して「人間関係づくりに関する学習」の充実を図ります。

(5) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットや携帯電話・スマートフォンなどのコミュニケーションアプリを通じて行われるいじめを防止し、生徒並びに保護者が効果的に対応できるように、新入生保護者会での研修と生徒への「サイバー犯罪防止教育」等を機会を捉えて実施します。ご家庭でも SNS の扱いやインターネット上でのトラブルにご配慮いただくとともに、必要に応じてルール等を設けるなどして共に考えていく姿勢を持ってください。

5 「滝の沢中学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、事案が判明したときに「滝の沢中学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「滝の沢中学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、生徒指導・支援部主任、生徒指導担当・いじめ防止担当、当該学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

※ 検討事項や事案内容等必要に応じて、学校の判断で、専門的知識や経験を有する第三者の参加を依頼することもあります。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応、情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定、事案の報告

(3) 会議の開催

週に1回開催される校内生徒指導担当者会にて併せて実施します。ただし、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、随時緊急開催します。

6 重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると学校が判断した場合は、教育委員会を通して市長に報告し、教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導・支援部主任、生徒指導担当・いじめ防止担当、当該学年主任、その他必要と認める教員
- ※ 事案内容により構成員については教育委員会の指導・助言のもと、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・教育委員会（市長）への調査結果報告
いじめを受けた生徒並びにその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒並びに保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、教育委員会の指導・助言のもと調査結果の報告に添えて市長に提出

7 その他

- (1) いじめの実態把握並びにいじめに対する対応を適切に行うため、次の項目を学校評価項目に入れ、自校の取り組みを評価します。
 - ・いじめ防止教育に関すること。
 - ・人権尊重の教育活動に関すること。

(2) 学校以外の相談窓口について



**ひとりぼっちで
なやんで
いませんか？**

いじめについて相談できるホットラインです

藤沢市教育委員会 いじめ相談ホットライン

TEL 0466-25-2500

9時～17時 (土日祝日、年末年始は除く)

▶ こんな悩みを相談してみませんか？

- ・ からかうのをやめてほしい
- ・ いじめられている友達を助けてあげたい
- ・ 子どもがいじめで悩んでいる
- ・ いじめグループから抜きたい
- ・ 学校に行きたくない

藤沢市いじめ相談メール




ほかにも相談できる場所はたくさんあります！

藤沢市学校教育相談センター

TEL 0466-50-3550 9時～17時 (土曜日は12時まで 日祝日、年末年始はお休みです)

横浜地方法務局人権擁護課 子どもの人権110番

TEL 0120-007-110 8時30分～17時15分 (土日祝日、年末年始はお休みです)

神奈川県立総合教育センター 教育相談センター24時間子どもSOSダイヤル

TEL 0120-0-78310(フリーダイヤル) TEL 0466-81-8111

神奈川県警察少年相談・保護センター ユーステレホンコーナー

TEL 0120-45-7867(フリーダイヤル) TEL 045-641-0045 8時30分～17時15分 (土日祝日、年末年始はお休みです)

神奈川県福祉子どもみらい局 人権・子どもホットライン(子ども専用電話)

TEL 0466-84-1616 9時～20時

藤沢市教育委員会